

<h1>介護実習</h1>	単位数	履修方法	配当年次
	2	実習科目	3年以上
科目コード	EB4903	担当教員	後藤美恵子・広浦 幸一

※平成28年7月までの介護実習事前指導スクーリングを受講し、平成29年2月までに「介護実習」を終える必要があります（p.109参照）。

■科目の内容

「介護実習事前事後指導」に準ずる（p.115参照）。

※「介護実習」をおこなうためには、介護実習事前指導スクーリングの受講が必要です。介護実習事前指導スクーリングの受講手続については、p.115～121の「介護実習事前事後指導」をご覧ください。

※科目等履修生の場合、「介護実習」を行うには18単位以上（実習科目を含めて可）の履修登録が必要です。

■到達目標

- 1) 実践を通して「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」の内容を説明できる。
- 2) 「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」を活用し実践できる。
- 3) 職業倫理を身につけ、福祉専門職として自覚に基づいた行動ができる。
- 4) 具体的な実践を通して、専門的援助技術として概念化、理論化し体系立てることができる。
- 5) 関連分野の専門職との連携のあり方について説明できる。

■教科書

介護実習事前指導スクーリング申込時に『介護実習の手引き』、スクーリング受講時に『介護実習事前事後指導－技術編－』等を配付

■実習期間・時期

- ・連続する2週間（土日を除いた実質10日間）以上
- ・1日の実習は8時間を目安とするので計80時間以上
- ・実習の時間帯は、朝から夕方を原則とするが、詳細は実習施設の方針に従うこと
- ・実習期間の分割は、1週間を単位とした2回まで。その場合、1回目との間隔は1カ月を超えないこと
- ・実習時期については実習施設の方針に従うこと
- ・体調不良などでやむを得ず欠席した場合は、実習施設側の都合に合わせて欠席分を補い、規定の日数および時間数を満たすこと

■実習の内容

『介護実習の手引き』『介護実習の展開』（参考例）参照

■実習施設

下記(1)～(5)のいずれかの施設で行うこと。それ以外の施設での実習は無効です。

- (1) 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設および指定医療機関など（いずれも入所の施設に限る）
- (2) ①障害者総合支援法に規定する重度障害者等包括支援施設（重度の肢体不自由者を入所させてその更生に必要な治療および訓練を行うものに限る）。②障害者支援施設・自立訓練施設（重度の身体障害者で雇用されることの困難な方等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させるものに限る）。
- (3) 生活保護法に規定する救護施設
- (4) 老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム
- (5) 介護保険法に規定する介護老人保健施設

※主たる受け入れ先が上記の施設ならば、そこから「デイサービス」や「養護老人ホーム」において実習することも、一部の期間（3日以内）ならば可能です。

※決められた時期においては本学関連施設での実習も可能です。ご希望の方は、「介護実習 登録カード」に記載してください。

■実習費

- ・30,000円
- ・事前指導スクーリング受講申込後に、大学から送付される振込依頼書にて納入していただきます（一旦納入した実習費は返却できませんので注意してください）。
- ・実習費には、実習保険加入費・実習先への実習委託費が含まれています。実習先が委託費の受取を辞退した場合でも、その金額を実習生に返金することはできません。

■実習取消

実習登録後は取消をしないようにしてください。特に実習施設より内諾をいただいた後に取消をしますと、実習施設に大変な迷惑をかけることとなります。万一、取消の事態に陥った時はすみやかに実習施設および通信教育部に届け出てください。

■介護実習免除について

「介護実習」科目は、文部科学省の学習指導要領によると「社会福祉施設等における現場実習などを通して、講義・演習・校内実習等で学んだ知識と技術を実際に活用し、高齢者や障害者への総合的な介護活動等が実践できるための基礎的な能力を習得し、介護に関する総合的な知識と技術を習得させること」を目的としています。

免除については、高等学校で実習教育にあたるための総合的な介護活動の実践能力の習得が主な課題と

なるため、下記1・2に該当する方のみを実習免除対象者とさせていただきます。実習免除対象者は事後レポートに合格してはじめて、「介護実習」の単位が認定されます。

1. 介護福祉士の資格を厚生労働省が指定した大学・短期大学で取得している場合。

(現場経験により資格を取得している場合は、目的に応じた実習を計画的に実施する、施設指導者よりスーパーバイズを受ける等の一連のプロセスが不足しているために対象からは除外されます。また、専修学校専門課程の場合も文部科学省の法令解釈通知により不可です。)

2. 上記1の実習後3年以内とする。

※上記1・2に該当する方は、別途本学より送付する「実習証明書」を出身校に記入してもらった上で、提出してください。

※専修学校専門課程や実務経験などにより、「介護福祉士」を取得した方は実習の免除はありません。また、指定施設以外で実習した方も免除にはなりません。

※実習免除の方は、実習費の3万円は必要ありません。振込依頼書が届いても入金しないでください。ただし、「介護実習事前事後指導」「介護実習」の履修登録、事前指導スクーリングの受講と事前・事後レポートの提出、スクーリング受講料1万円(23年度入学者は2万円)は必要です。

■実習受講までの流れ

p. 119～121参照。

■実習施設のさがし方

実習施設は、各自で受け入れていただける施設をさがし、交渉し、内諾を得てください。お住まいの付近に、どのような施設があるかわからない場合は、最寄りの社会福祉協議会、または、市町村の「高齢者福祉」「障害者福祉」を担当する窓口にお問い合わせください。また、WAM NETなどのインターネットの活用も有効です。今後実習先をさがす場合、短期間でもボランティアをするなどで実習希望先と顔見知りになっておいた方が、実習受け入れや実習が円滑に進みます。

■実習施設から内諾を得るための手順と諸注意

1. 実習施設へ受け入れについて、電話する。

- ・言葉遣いに注意し、失礼のないようすること
- ・受け入れが可能なようであれば、訪問したい旨を伝え、施設の都合のよい日時を伺うこと
- ・実習担当の方の氏名を確認すること
- ・話の内容はメモをとること

【参 考】電話による依頼の例

- ① 東北福祉大学通信教育部〇年に(もしくは科目等履修生として)在学し、高等学校福祉科教諭の免許状取得をめざしております〇〇と申しますが、お時間よろしいでしょうか。
- ② 貴施設において2週間の介護実習をさせていただきたいと思い、お電話いたしました。

- ③ つきましては、依頼状を持ってお願いにあがりたいので、訪問してよい日を指定してください。
- ④ 担当者の方のお名前を教えてください。

2. 施設へ直接訪問する。

- ・服装など身だしなみに注意すること（面接に行くようなつもりで）
例）整髪、化粧は薄く、香水はつけない、ネクタイの結び、爪が伸びていないか等
- ・言葉遣い・態度に注意し、明朗快活に応答すること
- ・訪問時間には、絶対に遅れないこと
- ・訪問は、公共の交通機関を使用すること
- ・上履きを準備していくこと
- ・携帯電話は電源を切ること
- ・実習を依頼するための書類、「依頼書」「内諾書」「白封筒」「大学への送付用封筒（青）」を提出すること
- ・「内諾書」は直接受け取るか、郵送していただくようお願いすること

注1 訪問しても必ず内諾がもらえるわけではありません。自身の実習にかける意気込みをお話してください。実習期間は、自己の都合ではなく、実習先の都合に必ずあわせてください。

注2 この実習は、社会福祉士のための実習や、教職のための「介護等の体験」ではなく、福祉科のための「介護実習」です（概要は注3参照）。まちがえられることがあるので、きちんと説明してください。

注3 高校生に福祉・介護を教える教員を養成するための実習です。主として、福祉施設などにおける介護の実際、介護技術、社会福祉援助技術を身につけることが目的です。聞かれたら、実習の趣旨をよく説明してください。

※上記の手続きをふんだうえて、どうしても実習先が見つからない場合は、「通信教育部 介護実習係」までご連絡ください。

■実習関係書類作成上の注意

「介護実習 登録カード」を提出し、事前指導スクーリングの受講条件も達成された方に送付する「介護実習関係書類一式」の記入上の注意です。

1. 実習先に提出する書類

(1) 依頼書（「介護実習の受け入れについて（ご依頼）」）

日付・宛名・本人氏名・学籍番号・学年・連絡先（電話番号）を記入の上、必ずコピーをとって、原紙を実習施設に提出してください。

(2) 内諾書（「介護実習の内諾について（回答）」）

学籍番号・学年・本人氏名を記入の上、実習施設に提出してください。

※ (1)(2)の文書は白封筒に入れて実習先に提出してください。

2. 通信教育部へ送付する書類

(1) 誓約書

学科の部分は、科目等履修生の場合、学科をペンで横線を2本引いて「科目等履修生」と記述し、宛先は、「実習先名 施設責任者の肩書 施設責任者名」を書いてください（施設責任者名がわからない場合、役職までを書く）。

(2) 健康診断書

原則として実習開始前3カ月以内のもの。実習開始前3カ月以内にすでに健康診断を受けた方は、診断した医師に本用紙に同じ内容を転記してもらってください。

施設によっては、腸内細菌検査等（区役所や公衆衛生協会で実施しています）が必要な場合がありますので、必ずご確認ください。

■科目の評価基準

この科目は、実習先からの評価表80%、実習日誌20%を総合的に判断して科目の単位修得を判定します。

■単位認定通知

「介護実習事前事後指導」と「介護実習」は、事後レポート提出後に届く「単位認定通知」に「優・良・可」のいずれかが記載されていれば、単位認定です。「実習日誌」が施設より返送されない等により単位認定時期が遅れる可能性があるため、実習終了後2カ月を経過しても単位認定通知が届かない場合は通信教育部介護実習係までご連絡ください。

■「麻疹（はしか）」の対策について

実習を行う方は全て、医療機関にて抗体検査を必ず受け、「はしかの抗体を有する旨の医師の文言が入った証明書」を入手し、保管しておいてください。抗体検査は、結果が出るまでに約1週間かかり、もしも抗体がないと判断された場合は予防接種（ワクチン接種）を受けて、約1カ月後に再び抗体検査を行う必要があります。ご自身の実習開始時期を考慮して、早めの検査をお願いします。

また、実習中に感染が疑われる症状（38.0度前後の発熱・咳・鼻水・目やに・結膜充血などの初期症状）が出た場合は、実習先および通信教育部の各実習担当までご連絡のうえ、欠席をお願いします。医療機関による診察の結果、自身が「麻疹（はしか）」と判明した場合、大至急、実習先および通信教育部までご連絡ください（解熱後3日間外出禁止）。実習先に個人の罹患情報を提供する場合がありますので、ご了承ください。万一、実習先が休業・立ち入り禁止になってしまった場合も、通信教育部までご連絡ください。

■「インフルエンザ」の対策について

インフルエンザの流行にともない、下記事項の遵守をお願いします。

- (1) 実習中に感染が疑われる症状（38.0度以上の発熱、鼻水、咳・のどの痛みなど）が出た場合、実習先および通信教育部の各実習担当までご連絡のうえ欠席し、医療機関にて診断を受けてください。

- (2) 万一自身がインフルエンザに罹患した場合は、実習先および通信教育部の各実習担当までご連絡のうえ欠席してください。発症の翌日を1日目と数えて発症後5日間、かつ、解熱した翌日を1日目と数えて解熱後2日間は実習受講はできません。また、タミフル等の抗ウイルス薬を服用している期間は安静にし、実習先への出席はもちろん外出もご遠慮ください。
- (3) 発症1日前から発症1週間以内の感染者と5日以内に接触した人は、実習先および通信教育部の各実習担当までご連絡のうえ、指示を受けてください。
- (4) 実習先がインフルエンザ流行により閉鎖になった場合、至急通信教育部の実習担当までご連絡ください。
- (5) 上記(1)～(4)により実習ができなくなった場合、代替の実習日については、実習先・学生・通信教育部の三者で協議のうえ決定させていただきます(実習先と学生等のご都合がつかず、実習日が確保できない場合は、年度内の免許取得や卒業が不可能になることもありますので、ご了承ください)。
- (6) 日頃より、手洗い・うがいを励行するなどインフルエンザ感染の予防に努めるとともに、マスク着用など咳エチケットの徹底もお願いいたします。
- (7) その他実習先から別途指示のある場合は、そちらに従ってください。
- (8) 実習先に個人の罹患情報を提供する場合がありますので、ご了承ください。